

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 5 年 6 月 14 日現在

機関番号：34416

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2020～2022

課題番号：20K21946

研究課題名（和文）カントに基づく人間の尊厳概念の現代への応用可能性の探究

研究課題名（英文）Can the Kantian concept of human dignity be applied today?

研究代表者

平出 喜代恵（HIRADE, Kiyoe）

関西大学・文学部・准教授

研究者番号：90882142

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,200,000円

研究成果の概要（和文）：18世紀の哲学者イマヌエル・カントが道徳哲学と宗教論との緊張関係のなかで確立した「人間の尊厳」は、人権の基盤として近代以降の社会を基礎づけてきた。しかし現代では他方で、その内実曖昧さが問題視されてもいる。本研究の目的は、人間の尊厳概念の現代的意義を問うことであった。本研究は、法学や生命倫理学など領域横断的に論じられる人間の尊厳概念の考察をつうじて、この概念が現代社会において法実践的にも生命倫理的にも依拠するに値する概念であることを明らかにした。さらに、この人間の尊厳概念から現代の価値多元社会で生じる諸問題に取り組むことで、この概念を規範性と柔軟性とを併せもつ概念であることを示してきた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、領域横断的な文献読解に基づいて人間の尊厳概念を新たに意味づけ、それを現代の文脈に問うてきた。このことは、以下三点の意義をもつと自己評価している。すなわち、【1】カントの人間の尊厳概念を人間の内面にかかわる道徳的・宗教的な観点にとどまらず、外的な行為にかかわる法においても決定的役割を担うものとして再評価する（カント研究への貢献）。【2】人間の尊厳ゆえに保障される基本的人権について、その理論的根拠をいっそう堅固にする（現代社会への貢献）。【3】現代倫理学、特に医療技術の発展に伴って複雑化し続ける生命倫理学における問題で人間の尊厳概念が担う役割を示す（現代倫理学への貢献）。

研究成果の概要（英文）：The 18th century philosopher Immanuel Kant established the concept of human dignity in tension with moral philosophy and religious theory. This concept has underpinned modern societies as the basis for human rights. On the other hand, this concept has also been accused of being ambiguous in its inner reality today. The aim of this study is to examine the contemporary significance of the concept of human dignity.

I considered how human dignity is discussed in various fields, such as law and bioethics. It found that human dignity is a reliable concept in contemporary society, both in legal practice and in bioethics. It has also examined solutions based on the concept of human dignity to problems that arise in contemporary value-pluralistic societies.

In this way, I have shown that human dignity is a concept that is both normative and flexible.

研究分野：倫理学

キーワード：カント 倫理学 宗教論 人間の尊厳 アクチュアル

1. 研究開始当初の背景

カントが道徳哲学と宗教論との緊張関係のなかで確立した「人間の尊厳」は、現代倫理学、特に生命倫理学における議論に不可欠であるのはもちろん、より一般的に、ヨーロッパ各国の憲法や国際的規範の中で枢要な地位を占めている。だが、「道具化の禁止」を命じる規範として受容されてきたこの概念について、以前からその内実の曖昧さが問題視されてきており、近年ではこの概念を生み出したヨーロッパにさえ、その共通理解がないことが指摘されている。この論点は、人間の尊厳が内実曖昧な概念でありながら議論を打ち切る強い働きをし、バイオ研究の可能性を摘んでいるとして、この概念の使用を控える潮流にも通じていく (Birnbacher, 1996)。しかしまた、科学技術の猛進に歯止めをかけるのもこの概念であり、人間もその技術の対象となった現代において手放すわけにはいかない (松田純, 2005 年)。他方、現代ではたとえば性的少数者や少数民族といったマイノリティの人権問題にも現れているように、価値多元社会において人間の尊厳という考え方の必要性はいっそう高まっている。国内外を問わず、文化的背景や学問的立場を異にする研究者が、尊厳概念の現代的内実やその規範としての意義を探究する試みが広まりつつある (Reza Mosayebi (Hg.), *Kant und Menschenrechte*, 2018、加藤泰史編『尊厳概念のダイナミズム——哲学・応用倫理学論集』、2017 年、加藤泰史・小島毅編『尊厳と社会』上下、2020 年等)。

2. 研究の目的

「1. 研究開始当初の背景」に記した現状を見据えて本研究が目的として設定するのは、カントに基づく人間の尊厳概念が現代にもつ意義を明示することである。ただし、現代社会で人間の尊厳概念が担うべき役割を 18 世紀の啓蒙の時代に確立されたそれから導出し、たんにこの概念の超時代性を示そうとするものではない。実際に人間の尊厳は時代や局面によって、その都度異なる危機的状況に対抗する際の立脚点をなしてきた。それゆえ本研究はこの概念が現代で含むべき内実を、一方で道具化の禁止という規範性を一貫して掲げつつ、他方で多様な問題を射程に収めうるだけの柔軟性を備えるものとして基礎づけることを目指す。そのうえで、アクチュアルな倫理学的問題にこの概念を適用することで、現代の価値多元社会に対してより豊かな示唆を与える概念へと鍛錬していく。

3. 研究の方法

「2. 研究の目的」達成に向けて本研究が取り組むべき核心的問いは、人間の尊厳概念が現代社会でいかに受容されているのか、いかに受容されるべきかと定式化される。この問いの解決に向けて、本研究は目的を 2 つ設定する。【目的 1】は、人間の尊厳という規範においてカントから現代へと何が継承され、また何が継承されるべきかを明瞭に取り出すことである。【目的 2】

は、人間の尊厳という観点から現に生じている多様な問題に取り組むことで、この概念を規範性を堅持しつつ、現代の多様な問題に応じることのできる柔軟性を含む概念として鍛錬していくことである。

【目的1】

人間の尊厳をめぐってカントから現代へと何が継承され、また何が継承されるべきかを明瞭に取り出す手がかりは、現代法概念としての人間の尊厳にカントが与えた影響をめぐる論争である（Dürig 1983, Herdegen 2003, Dreier 2004, Rothhaar 2008, etc.）。カントの道徳哲学と宗教論とが法論と不離の関係を築いていることを明示することで、本研究の独自性を解釈史上に位置づける。

【目的2】

【目的1】で取り出した人間の尊厳概念が現代の生命倫理学の議論において生み出している問題を明瞭に取り出す。このときハーバーマス（特に1992, 2001, 2011）とビルンバウアー（特に1996, 2002）の対立に注目する。特に前者の議論の妥当性吟味にはエンゲルハートの議論（Engelhardt, *The Foundation of Bioethics*, 1986）を援用する。次いで、彼らの係争点を具体的な倫理学的問題に見つけ、人間の尊厳という観点からその解決を図ることでこの概念を活性化していく。

以上によって人間の尊厳は厳格な規範性を堅持しつつ、他方で多様な問題に応じることのできる柔軟性を含む概念へと鍛錬されていく。

4. 研究成果

本課題の研究期間（2020年4月から2023年3月）の成果報告として、共同討議「尊厳をめぐって」で提題した内容を示すことにする。というのも、ここで提題した内容はまさに、カントに基づく人間の尊厳概念が現代にもつ意義を明示することという本課題に直結するものだからである。

本共同討議では、「人間の尊厳を人間性に基づける意義——法概念としての「人間の尊厳」保障をめぐる解釈の変遷を手がかりにして——」と題する発表を行なった。

法概念としての「人間の尊厳」は、ヨーロッパ各国の憲法や国際的規範に見出される。なかでも本提題が手がかりとしたのは、ドイツの憲法に相当する法（「ドイツ連邦共和国基本法」、以下「ドイツ基本法」と略記）に援用された「人間の尊厳」である。というのも、ドイツ基本法はその第1条第1項（以下「人間の尊厳条項」と呼ぶ）で、人間の尊厳保障を「国家権力の義務」と宣言しているからである。すなわち、具体的な行為を命じるはたらきをもつ法における人間の尊厳を考察することで、人間の尊厳概念を保障するために求められる具体的内容を、ひいては人間の尊厳それ自体が具体的にどのように理解されているかを、取り出すことができるからである。

では、ドイツは人間の尊厳を保障するために、国家として何をなすことをみずから課しているのか。ドイツでは法概念としての「人間の尊厳」にどのような役割を見定めているのか。この問いへの回答を求めて、本提題では、ドイツにおいて法概念としての「人間の尊厳」保障をめぐる解釈がいかに変容してきたかを報告し、またそれによって生じてくる問題を指摘した。

ドイツがドイツ基本法に人間の尊厳条項を盛り込んだのは、第二次世界大戦中にナチス・ドイ

ツがホロコーストや強制的な人体実験によって人間をたんなる手段として用いたこと、すなわち人間の尊厳を蹂躪したことへの反省のゆえである。それゆえドイツ基本法制定当時、法概念としての「人間の尊厳」には、この法における最高価値が見定められた。ここにおいて「人間の尊厳」は人間性（Menschheit、「人類」とも訳される）に基づいて理解され、したがって、だれもが人間という類に属するという理由で保護されねばならない。「絶対的保障説」と呼ばれるこの位置づけは、制定から45年ものあいだ通説であった。しかし実際のところ、人間の尊厳条項と他の基本権とが衝突する事例はある。この衝突解消に向けて出された代替案が「段階的保障説」である。この立場によれば、人間の尊厳は絶対的に不可侵というわけではなく、その生命の発達の程度に応じて、保障の絶対性が増していくと理解される。「段階的保障説」をとれば、人間の尊厳は個々人に見出されるものとして理解されることになる。

人間の尊厳を個々人に備わるものと解釈するなら、人間の尊厳保障は個人の自己決定の尊重と同等の意味をもつようにもなる。ところがこの解釈は、人間の尊厳が蹂躪されうる場面からしても、また、基本法における人間の尊厳条項の位置づけからしても、適切とはいえない。

基本法は、第1条に「基本権による国家権力の拘束」という見出しをつけている。そこで想定されているのは、国家権力が人間の尊厳を蹂躪する事態、もしくは、基本権を行使する社会のひとびとによって人間の尊厳の蹂躪が生じているのを国家権力が看過する事態である。ここから明らかなことに、基本法は人間の尊厳の蹂躪を社会問題として見定めている。それにもかかわらず、自己決定の尊重を人間の尊厳保障と称することは、人間の尊厳の蹂躪を疑われる自己決定を下させた社会構造を不問に付し、この人間の尊厳の蹂躪という社会問題の渦中にあるひとにたいして、この社会問題に投げ込まれた個人に責任を課すことになる。たしかに自己決定の尊重が人間の尊厳保障となりうる場合もあるだろう。しかし、人間の尊厳の蹂躪か否かが争われるような自己決定にかんしては、その決定を下さなくていいよう国家が積極的に介入する選択肢を用意するのが、国家がみずから課した課題に応じることであろう。

以上本提題では、実際に人間の尊厳が蹂躪される状況を解消するためには、やはり「人間の尊厳」およびその保障について、個々人のものとしてではなく、人間性（Menschheit）という、すべての人間に共有される理念に基づいて理解する必要があることを指摘した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計5件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 平出喜代恵
2. 発表標題 人間の尊厳を人間性に基づける意義 法概念としての「人間の尊厳」保障をめぐる解釈の変遷を手がかりにして
3. 学会等名 第10回 大阪哲学ゼミナール
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 平出喜代恵
2. 発表標題 法概念としての『人間の尊厳』の源泉にかんする一考察
3. 学会等名 京都生命倫理研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 平出喜代恵
2. 発表標題 「健康」ということばの創始と普及
3. 学会等名 東アジア文化交渉学会第14回国際学術大会（国際学会）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 平出喜代恵
2. 発表標題 専門教育としてカントをどう教えるか 『基礎づけ』演習における試み
3. 学会等名 日本カント協会第47回大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 平出喜代恵
2. 発表標題 法概念としての「人間の尊厳」の源泉に関する一考察
3. 学会等名 京都生命倫理研究会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 オトフリート・ヘッフェ（品川 哲彦、竹山 重光、平出 喜代恵訳）	4. 発行年 2020年
2. 出版社 法政大学出版局	5. 総ページ数 572
3. 書名 自由の哲学	

1. 著者名 レザ・モサイエビ、石田 京子、舟場 保之、高畑 菜子、田原 彰太郎、平出 喜代恵	4. 発行年 2022年
2. 出版社 法政大学出版局	5. 総ページ数 470
3. 書名 カントと人権	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------